◎新潟県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年１月15日

新潟県新潟地域振興局長

１　退　任

理事　五泉市中川新3345番地　芳賀　正雄

退任年月日　平成27年11月30日